



# 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成 ご利用の手引き (令和8年度版)

- ・この手引きに記載している助成率や基準額は、**令和8年度**の武蔵野市の助成制度です。  
国や東京都の動向を踏まえ、適宜改正をしていますので、必ず、最新の情報を担当者にご確認ください。
- ・予算確保の都合上、事業年度の前年度の7月15日までのご相談をお願いいたします。相談時期によっては、希望する年度での補助が受けられない場合があります。また予算の状況により、限度額までの助成ができない場合があります。
- ・本助成制度は令和13年3月31日までに事業着手するものが対象となります。(制度を延長する可能性が高いため、次年度以降に実施予定の事業についてもご相談ください。)

## もくじ

本助成制度について、用語解説 P1～

特定緊急輸送道路 P2～

一般緊急輸送道路 P6～

申請の流れ(特定・一般共通) P9～

お問い合わせ

武蔵野市都市整備部住宅対策課 0422-60-1976



## 本助成制度について

本助成制度は地震発生時の緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震化に係る費用を助成することにより、耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを実現することを目的とします。

## 本市の緊急輸送道路

### 特定緊急輸送道路

- 三鷹通り ●中央通り
- 井ノ頭通り ●五日市街道

### 一般緊急輸送道路

- 中央通り ●女子大通り
- 五日市街道 ●吉祥寺通り
- 武蔵境通り ●連雀通り
- 新武蔵境通り



## 対象建物（沿道建築物）

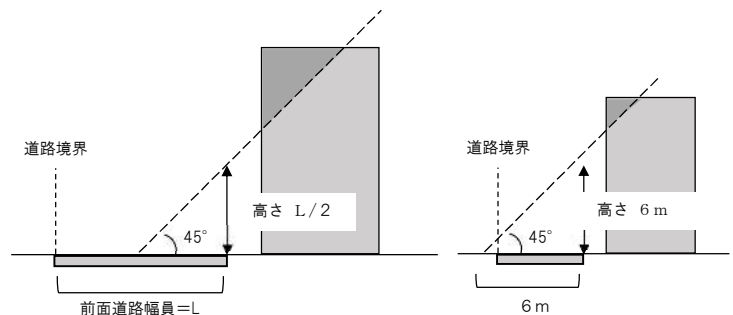
次のいずれにも該当する建築物

- ア) 敷地が緊急輸送道路に接する建築物
- イ) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの
- ウ) 建築物のそれぞれの部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離<sup>※</sup>を加えたものに相当する高さの建築物（右図参照）

※道路幅員が 12m 以下の場合は 6 m

○前面道路幅員が 12m を超える場合

○前面道路幅員が 12m 以下の場合



## 対象者

- ア) 沿道建築物の所有者
- イ) 分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者
- ウ) 沿道建築物の共有持分を有する者のうち、当該共有者全員の合意により選出された代表者

## 用語解説

- 耐震診断 地震に対する建物の安全性を評価すること。
- 補強設計 耐震診断の結果に基づき、沿道建築物を耐震化指針に適合させる計画を作成すること。
- 除却 沿道建築物のすべてを取り壊すこと。
- 建替え 沿道建築物の除却をするとともに、当該沿道建築物の存する土地に新築すること。
- 住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるものにあつては延べ面積の過半が住宅のもの。
- マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物で、地階を除く階数が 3 以上かつ延べ面積が 1000 m<sup>2</sup>以上のもの。
- 建築物 住宅、マンションに該当しない用途の建築物。

# 特定緊急輸送道路沿道建築物 助成制度

## 耐震診断

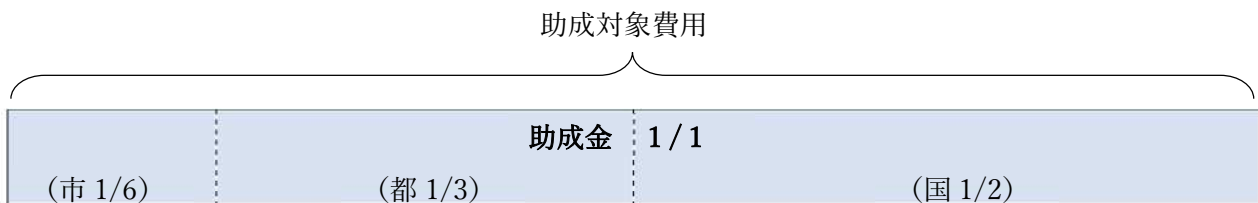
平成 28（2016）年度末をもって、助成制度を終了しました。

## 補強設計

### 【主な要件】

- 補強設計の内容について、評定機関の評定を受けたもの
- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第 10 条第 1 項に掲げる者のうちいずれかの者が行うもの
- 対象となる建築物が建築基準法及び関係法令の規定に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うもの

### 【助成額（限度額）】



助成額  
の計算

$$\text{助成額} = \text{助成対象費用} \times 1/1 \text{ (助成率)}$$



#### 助成対象費用

①、②のいずれか少ない額

①：実際に要する費用

②：延べ面積×1㎡当たりの単価

※右表参照

1㎡当たりの単価	
1,000㎡以下の部分	5,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	3,500円
2,000㎡を超える部分	2,000円

## 工事監理

### 【主な要件】

- 耐震改修、建替えを行う際の工事監理費用が対象となる。

### 【助成額（限度額）】

「補強設計」の算出方法に準ずる。

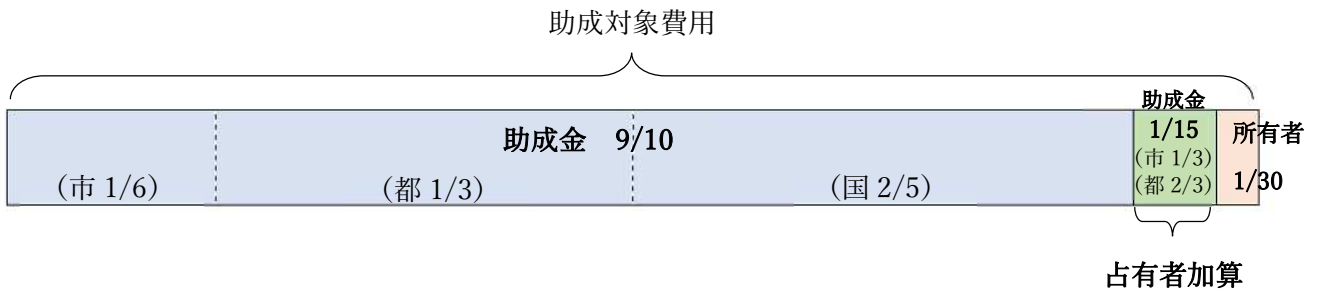




## 耐震改修、除却、建替え（占有者が存する場合の加算）

占有者が存する沿道建築物は、耐震改修、除却、建替えの助成額（3頁）に下記の加算額を加算することができる。

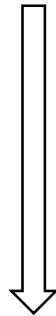
### 【加算額（限度額）】



#### 加算額 の計算

加算額：①、②のいずれか少ない額

- ① 占有者区分ごとの件数 × 1件当たりの額 ※下図参照  
占有者区分が複数ある場合には区分ごとに算出した上記額の合算
- ② **助成対象費用** × 1/15（助成率）



占有者区分		1件当たりの額
賃貸住宅	—	150,000 円/件
賃貸住宅以外	100 m <sup>2</sup> 未満	450,000 円/件
	100～200 m <sup>2</sup> 未満	900,000 円/件
	200～500 m <sup>2</sup> 未満	1,800,000 円/件
	500 m <sup>2</sup> 以上	4,500,000 円/件

#### 助成対象費用

○住宅、下記以外の建築物及びマンション：「耐震改修、除却、建替え（3頁）」の助成対象費用

○ls 値 0.3 未満等の建築物及びマンション：延べ面積×1 m<sup>2</sup>当たりの単価 ※下表参照

	1 m <sup>2</sup> 当たりの単価	限度額
建築物	62,700 円	6 億 2,700 万円
マンション	56,900 円	5 億 6,900 万円

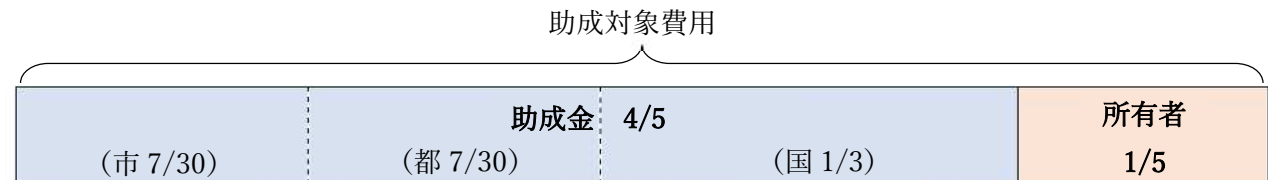
# 一般緊急輸送道路沿道建築物 助成制度

## 耐震診断

### 【主な要件】

- 耐震診断の結果について、評定機関の評定を受けたもの
- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うもの

### 【助成額（限度額）】



助成額  
の計算

$$\text{助成額} = \text{助成対象費用} \times 4/5 \text{ (助成率)}$$



#### 助成対象費用

①、②のいずれか少ない額

①：実際に要する費用

②：延べ面積×1㎡当たりの単価 ※右表参照

ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、当該額に2,350,000円を限度として加算した額を限度とする。

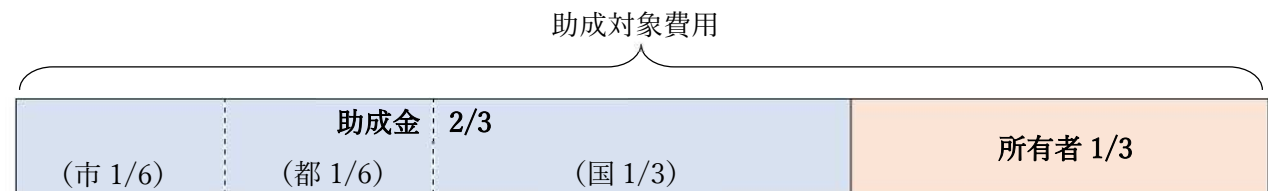
1㎡当たりの単価	
1,000㎡以下の部分	4,580円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	2,350円
2,000㎡を超える部分	1,570円

## 補強設計

### 【主な要件】

- 補強設計の内容について、評定機関の評定を受けたもの
- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うもの
- 対象となる建築物が建築基準法及び関係法令の規定に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うもの

### 【助成額（限度額）】



助成額  
の計算

$$\text{助成額} = \text{助成対象費用} \times 2/3 \text{ (助成率)}$$



#### 助成対象費用

①、②のいずれか少ない額

①：実際に要する費用

②：延べ面積×1㎡当たりの単価 ※右表参照

1㎡当たりの単価	
1,000㎡以下の部分	5,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	3,500円
2,000㎡を超える部分	2,000円





# 手続きの流れ

申請者

武蔵野市

事前協議

- 第1号様式【事前協議書】  
(添付書類)  
 建築確認済通知書の写し(台帳記載事項証明書)等  
 沿道建築物であることが確認できる図面等

提出

全体設計承認申請

☆事業が2か年以上にわたる場合、事業の初年度に申請

- 第2号様式【全体設計承認申請】  
+ (添付書類) ※10頁参照

提出

第2号様式  
【全体設計承認書】

交付申請

- 第4号様式【交付申請書】  
+ (添付書類) ※10頁参照  
(※事業が2か年以上の場合は助成を受ける年度ごとに申請)

提出

第5号様式  
【交付決定通知書】

事業着手(契約)

※交付決定後、又は全体設計承認後に行うこと

事業完了

完了報告

- 第11号様式【完了報告書】  
+ (添付書類) ※11頁参照

提出

第13号様式  
【交付額確定通知書】

請求

- 第14号様式【交付請求書】  
+ 第15号様式【委任状】※委任払いを活用する場合

提出

支払い

1 武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第8条第1項の規定により、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、除却に係る全体設計承認申請書又は交付申請書に添付する関係書類は以下に掲げるものとする。  
なお、全体設計承認申請書の提出後に交付申請書を提出する場合、既に提出済みの書類は省略できるものとする。

#### (共通書類)

- 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（共に写しも可）
- 沿道建築物の建築確認通知書又は確認年月日を証する書類（共に写しも可）
- 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）
- 管理組合の規約と当該事業の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの場合）
- 法人全部事項証明書（法人の場合）
- 住民税納税証明書又は法人住民税納税証明書（区分所有の場合は不要）  
※申請時の直前の納期限の年度の納税証明書。（住民税に滞納があると受付できません。）
- 沿道建築物であることが確認できる図面等類（該当する緊急輸送道路と建物の関係がわかるもの）
- 消費税仕入税額控除確認書（消費税の仕入税額控除を行わない場合）
- 案内図、配置図、各階平面図及び立面図
- 見積書の写し（助成対象事業の積算根拠が明確なもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの支払額がわかるもの）
- 工程表（助成対象事業の全体の工程がわかるもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの出来高がわかるもの）
- その他助成事業の区分に応じてそれぞれ市長が必要と認める書類

#### (耐震診断)

- 耐震診断者が条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書類
- 診断計画書

#### (補強設計)

- 耐震診断者が条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書類
- 耐震診断結果報告書(概要版等、ただし既に提出済みの場合は不要)
- 耐震診断結果に対する評定書等（ただし、既に提出済みの場合は不要）

#### (耐震改修)

- 土地の所有権を証する書類
- 土地の所有者の承諾書(借地の場合)
- 工事に関する設計図書
- 補強設計書(概要等、ただし、既に提出済みの場合は不要)
- 補強設計書に対する評定書（ただし、既に提出済みの場合は不要）

#### (建替え)

- 土地の所有権を証する書類
- 土地の所有者の承諾書(借地の場合)
- 新築計画に対する建築基準法第6条又は第6条の2の規定に基づく確認済証の写し
- 新築計画に対する確認図書(副)の写し（案内図、配置図、各階平面図、立面図）
- 耐震診断結果報告書(概要版等、ただし、既に提出済みの場合は不要)
- 耐震診断結果に対する評定書等（ただし、既に提出済みの場合は不要）

#### (除却)

- 土地の所有権を証する書類
- 土地の所有者の承諾書(借地の場合)
- 解体工事計画図
- 耐震診断結果報告書(概要版等、ただし、既に提出済みの場合は不要)
- 耐震診断結果に対する評定書等（ただし、既に提出済みの場合は不要）

2 武蔵野市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第14条第1項の規定により、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、除却に係る完了報告書に添付する関係書類は以下に掲げるものとする。

**(共通書類)**

- 該当事業に要した費用が確認できる領収書の写し（又は請求書の写し）
- 該当事業に要した費用が確認できる明細書等の写し
- 仕入税額控除の実施の有無を確認できる書類（確定申告をしている場合）
- その他助成事業の区分に応じてそれぞれ市長が必要と認める書類

**(耐震診断)**

- 耐震診断契約書の写し
- 耐震診断結果報告書
- 耐震診断結果報告書に対する確認書又は評定書（写しでも可）
- 建物概要報告書

**(補強設計)**

- 補強設計契約書の写し
- 補強設計結果報告書
- 補強設計結果報告書に対する評定書（写しでも可）
- 耐震改修工事費及び工事監理費の見積書の写し

**(耐震改修)**

- 耐震改修契約書の写し
- 工事監理報告書(第11号の2様式)

**(建替え)**

- 建替え契約書の写し（解体工事と新築工事が別契約の場合には、両方）
- 写真(工事着手前、解体中、解体後、新築竣工後)
- 建築基準法第7条又は第7条の2の規定に基づく検査済証の写し

**(除却)**

- 除却契約書の写し
- 写真(工事着手前、解体中、解体完了後)
- 建築基準法第15条の規定に基づく建築物除却届の写し